

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年7月2日(水) 午後2時開議
2. 場 所 第3・4委員会室
3. 出席委員
委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
// 戸 部 源 房
// 田 中 美 恵 子
// 乾 紳 一 郎
// 高 橋 ミ ツ 子
// 伊 藤 實
// 田 中 人 実
4. 欠席委員 な し
5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長
6. 傍聴議員 堀 勇 一 議員
関 口 和 恵 議員
7. 出席事務局員
事 務 局 長 秋 山 純
事 務 局 次 長 倉 田 繁 夫
事 務 局 次 長 補 佐 仲 田 道 弘
主 査 吉 原 浩
主 査 竹 内 繁 教
8. 参考人

9. 報告事項

第1 「議会基本条例」集中講座の開催について

10. 協議事項

第1 条例に盛り込みたい項目について

第2 今後のスケジュールについて

開会 午後 2時00分

松野豊委員長 ただいまより第6回議会基本条例策定特別委員会を開会します。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、まず配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第書、A4で1枚です。それから、前回の特別委員会で御議論いただきました集中講座の内容が決定しましたので、後ほど詳細は御報告いたしますが、この集中講座に関する御報告。次第書がA4 1枚で、同じくA4 1枚で議会基本条例集中講座というものです。

それから、次が議会基本条例骨格策定フローということで、これもA4 1枚です。これも後ほど今後の委員の皆さんの日程調整とあわせて協議をさせていただきます。詳細の説明は後ほどさせていただきます。

それから、次に同じくA4 1枚で、地方議会における議会基本条例制定の動きということで、本日も専門的知見の活用ということで御出席いただいておりますが、早稲田大学マニフェスト研究所の草間研究員より最新のものです。前回にも配付をさせていただいておりますが、6月30日現在で若干更新があったようですので、最新のものをお配りさせていただいております。これも後ほど草間研究員のほうから補足の説明をいただこうと思います。

それから、最後に議会基本条例策定特別委員会のメンバーということで、議会だよりのこんなイメージですという、細かい「てにをは」であったり項目については御一任をいただきたいと思います。前回の議論を経てこんなイメージで出しますというイメージの原稿でございます。

以上でございますが、配付漏れございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次第にのっとって会議を進めていきたいと思っております。

2番目の報告事項についてです。(1)、議会基本条例集中講座の開催について。執行部の周知は、庁内メールにて7月7日参加の取りまとめということで、もう既に昨日メールをして、申し込みが現状で10件くらいだそうです。

それから、市民への周知も4日前にホームページ上でごらんいただけたらと思うのですが、これが流山市議会のホームページで、トップページに「議会基本条例策定特別委員会の会議録、会議日程を更新しました」とありまして、ここをずっと下にいくと、ここに赤字で集中講座ということで、4日前に日時と場所と「市民の皆様も御参加いただけます。事前に事務局までお申し込み願います」ということで告知をしましたところ、現在市民の方から5件参加したいということで申し込みをいただいております。

プログラムについてですが、2枚目の議会基本条例集中講座ということでお配りをさせていただ

きましたが、日時は平成20年7月11日金曜日午前9時から、場所はこの委員会室で行います。流れとしては、開会、それから2番目に流山市議会議長のあいさつ、講座として4名の先生方に一応依頼をしまして、ちょっとプロセスを共有しておきますと、今日お越しいただいていますが、草間研究員、9時10分から10時半まで全国における議会基本条例制定の動きということで、全国の事例、あるいは今お願いしているのは、法的な法体系の話も少し含めて、憲法と自治法の関係とか、あるいは条例の関係、その辺のことも含めて、全国の事例も含めお話をいただく御依頼をさせていただきますまして、御快諾をいただいております。

草間研究員に関しては、特別委員会では、前回お示ししましたが、講師料と交通費を別途お支払いするということをお願いしていましたが、草間研究員の場合は専門的知見の活用でこの6月24日に契約をしていますので、講師料は発生させずに契約の範囲内でやっていただくということで御了承いただいております。ただ、契約書には書いていないのですが、覚書の中で、今日も来ていただいておりますが、全部で13回という覚書をしていますので、研究員にお越しいただくのは13回というふうに覚書を交わしておりますので、その13回の範囲のうちの1回分というカウントで御了承をいただいております。

それから、2番目、10時半に終わって15分休憩を入れまして、10時45分から12時15分まで、京丹後市議会の基本条例についてということで、現議長の大同議長に御快諾をいただいております。この大同議長は、この4月から議長に就任されていますが、京丹後市議会基本条例を策定するときの特別委員会の委員長を務められていた方です。

第3日程で13時半から15時ということで、三重県議会基本条例についてということで、前議長の岩名議員にお越しいただくことを御快諾いただきました。岩名前議長のほうには、三重県議会基本条例だけではなくて、議会のあり方検討会というのが三重県議会にありまして、日本国内では一番改革されているのではないかといいくらい先進自治体でありますけれども、それを中心的に進めてこられた方なので、例えば通年議会であるとか、議会基本条例にかかわらず通年議会の背景とか、そのあたりも含めてお話をいただくということで打ち合わせを今しています。

第4日程は、議会のあり方と議会基本条例についてということで、元全国市議会議長会調査広報部長で大学の講師であります加藤幸雄先生にこれも御快諾をいただきました。この交渉に当たっては、乾委員に連絡を最初にとっていただいたことをこの場をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

あと、ほかに伊賀市議会に当たりました。交渉はしたのですが、先方の日程が合わずに実現には至りませんでした。あと、栗山町です。栗山町も交渉しましたが、直近過ぎて、先方の日程が詰まっていますとちょっと難しいということで実現に至りませんでした。

岩名前議長も実は予定が入っていたのですが、強く要望したところ、予定を全部あけてくださって、調整して全部キャンセルをして、流山市議会のためならということでお越しいただくことにな

りました。

以上でございます。報告事項ではありますが、何か御質問、御意見等ございましたら。

乾委員。

乾紳一郎委員 京丹後市議会の基本条例について、私もまだ十分見ていないので、簡単に、草間さんのほうでもいいのですけれども、特徴を話していただければと思います。

松野豊委員長 では、特色を草間研究員のほうから。京丹後市議会、たしか議会アンケートなんかもされていたと思うのですが、お願いします。

草間剛研究員 皆さん、お疲れさまでございます。草間でございます。

まず、京丹後市議会なのですけれども、一番特筆する点はプロセスでございまして、平成18年の12月に京都市議会に関するアンケート調査というものを議会基本条例の制定の前に議会が行っております。このアンケートを踏まえて、市民の皆さんがいかに議会に対して意識を持っておられるかという調査を踏まえて、その調査を踏まえながら特別委員会を設置して議会基本条例に至ったというプロセスが特筆されるものというふうに考えております。

また、もちろんパブリックコメント等もホームページ上または市民の皆さんに配られる形でやられておりまして、市民参加型の議会基本条例としては、現在挙がっております18議会基本条例の中では、栗山、三重もそうなのですけれども、最も流山市に近い人口で規模でありましたら、京丹後市議会が特筆すべきものではないかというふうに考えております。

条例の内容は、反問権等、栗山などに踏襲するものでございますけれども、ここはプロセスが日本で非常に進んでいるというところで、委員長に御提案させていただいた次第でございます。

松野豊委員長 京丹後市議会の場合は、先に市民の方々から議会がどう見られているかということで、今ちょっと参考程度に回覧で回らせていただいておりますけれども、議会に関するアンケート調査をして、その結果に基づいて、これ議会基本条例だけではないのですが、議会改革をしているということなんです。

戸部委員。

戸部源房委員 この前、時間があったら終わった後、特別委員会で、反省会という意味ではないのだけれども、そういうものをやったらどうかということがあったのですが、終了が16時45分までになってしまうので、そこら辺どうなのかなと。皆さんに聞いていただければと。

松野豊委員長 いかがでしょうか。急なお願いなので、通常こういう講師をお願いする場合は最低でも1カ月前というのが常識ですが、今回は2週間前に無理にお願いをして、事務局にもかなり苦労をかけました、そういう意味では。ただ、結果的に御快諾いただいて、4名お越しいただくことになったので、当初はもしかしたら4名は難しいかもしれないというお話で、3名だったら、最後の4時限目といいましょうか、特別委員会を開いて、その日の振り返りというか、講師の方々のお話を聞いて、流山の基本条例をつくるに際してどんなことが参考になったかとか、これからこういう

ことをしていこうという意見交換をしたらいいのではないかという御提案を戸部委員からいただいていたわけですが、45分に終わって5時から6時ぐらいまでやるか、あるいは別日程を組んでやるかですが、皆さん、御意見があれば。

伊藤委員。

伊藤貴委員 非常に大事なことなのですけれども、4人の講義のあとではきついと思います。できれば別の日を選んでいただければと思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 これだけ現役で忙しい方ですと、その日帰らなければいけないという方が必ず何人かいらっしゃると思います、遠方から来られていますから。何もしないというのもどうかと。簡単に参加できる方だけ参加してもらおうというのが一番いい。別日程だとまた遠くから来なければいかぬわけでしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

酒井睦夫委員 我々だけの話。講師関係なしですか。失礼しました。それなら別日程で結構です。

松野豊委員長 では、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、そのようにしたいと思います。

次第には入っていないのですが、報告事項がもう一点ございまして、ホームページ、画面を見ていただければと思いますが、実は前回の特別委員会で、5月26日の議事録は事前に皆さんに郵送でお送りしていたのですが、この内容で相違ありませんか、よろしいですかという確認を私がとり忘れまして、特別委員会終了後に個別に委員の皆さんにあの内容で相違ないということで御了承いただきましたので、早速第4回の議事録ということで、概要版を追加してホームページで市民の方が広く閲覧できるようにしてございます。報告でございます。

それから、6月25日に開催した特別委員会の議事録は、今日が7月2日ですから、ちょっとまだ議事録ができ上がっていません。通常会議録センターは、納品まで3週間あるところを無理を言ひまして、会議録センターに無理を聞いていただきまして、2週間で上げていただくと。この特別委員会の議事録に関しては、納期を1週間早めていただいているのですが、先週、25日ですので、まだ2週間たってないので、前回の議事録はまだ上がってきていません。前回の議事録は、上がり次第また委員の皆様へ郵送させていただきますので、内容をチェックいただいて、次回の特別委員会で議事録に相違がないかを皆さんにお諮りして、相違がなければホームページにすぐアップするという段取りでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、よろしいでしょうか、報告事項のほうは。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、3番、協議事項、条例に盛り込みたい項目についてということで、前回の

続き、1項目ずつ審議すると。盛り込むか盛り込まないのかということと、盛り込むとすれば、なぜそれが必要なのかも含めて議論するというところで、議論に入りたいと思います。

それでは、皆さん、資料お手元にありますでしょうか。大丈夫ですか。前は、ナンバー2までいったのですね。1番、執行部との関係。一問一答、反問権については入れたほうがいいという見解で、全員の方がその見解だったと思います。

それから、2番の第96条2項の議決事項の拡大についても、入れるのは入れたほうがいいけれども、どの辺まで拡大範囲とするのか。基本計画とか都市マスタープランとか専決事項とか、どのあたりまで拡大範囲とするかについては別途実際に盛り込むときに協議する必要があるだろうということだったかと思います。

この1番、2番はよろしいですかね。議事録も読み直さないと、正直私自身もちょっと飛んでしまっているのですけれども、細かい内容については、これはとにかく盛り込むということの理解でよろしいでしょうか、1番、2番について。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、3番にいきます。

政策提言、議員の積極的な条例提案、これはもう一回話してもらいましょうか。前と変わってしまつとまずいのですけれども、3は公明党さん、26は共産党さん、30が流政会さん、51は議会運営委員会の議会改革項目に入っていましたということです。

では、田中委員からでよろしいですか。

田中人実委員 まず、市長に対する政策提言、これは二元代表制の立場からいって、首長が大きな政策提言を議会より先行してする傾向に今ありますけれども、政策はだれのために立案するのかといえば市民のためですよね。では、首長と議会とどちらが市民の意見をよりの確に反映しているのかと。そういう意味で、首長と議会が競い合うという意味からして、やはり議会は議会として一つ一つの政策について提言する責任があるだろうと、そういうふうに思っております。

なお、そういう責任という意味からいえば、議員も積極的に条例を当然提言していくべきだと思いますし、今まではどちらかというと理念条例、議会が提案する場合は理念条例がふさわしいという考え方もありましたけれども、流山市議会では、この間の6月議会に見られるように、具体的な墓地の建設の規制ということまで踏み込んで初めて議員提案しましたので、これからは、そういう意味で言えば、理念にとどまらず、そういう実効性のある、もちろんそういう条例も提言していくべきだろうと、そういうふうに考えております。

松野豊委員長 ここだけは指名しますけれども、次回以降はその場の発言でいいと思うのですけれども、乾委員。

乾紳一郎委員 私たち自身は、これまでの議会活動の中でも政策提言、それから条例提案……条例提案も12分の1で議案提案権がありますので、それを積極的に使って議会で議論するというのを

重視してきました。政策提言という問題で言えば、一般質問の中、内容で政策を執行部に提案し、迫っていくということもありますし、条例という形で提案する形もありますけれども、いずれにしても議会の役割というのはこの面ではどんどん強めていくことが求められていると。それは、地方分権の議会のあり方の議論の中心的な部分でもあると思いますので、どういう表現にするかはともかくとして、当然入れていくべきものだというふうに考えます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 二代表制の中で議会というのは立法をつかさどっているのですけれども、実質は執行部の追認機関になっているという現状でございますよね。そういう中で、昨年から子ども条例、それから今年においては共同墓地の条例改正、こういうことで今積極的にやってきていると。それから、流政会については、前々からそうなのですけれども、議会というのは感情ではなくて政策的な考えで執行部にも当たり、あるいは他の会派とも当たっていくという形で取り組んできて、執行部に対しても、つくばの問題とか警察署の問題、それから流山新橋の問題、そこら辺も政策的に提言して流山市の財政改革からすべてやってきたということがございますので、これからはより積極的に二代表制の一方を担うものとして、執行部にも政策提言をし、また自らも条例等々に関して積極的に取り組んでいくと、こういうことが必要ではないかと思います。今後とも流政会はそのいうふうにやっていきますということで、ぜひ入れていただきたい。

松野豊委員長 あと、その他の委員さんからいかがですか。政策提言と議員の積極的な条例提案については、細かい表現は別として、議会基本条例の中に盛り込むということによろしいですか。何か御意見があれば。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私も盛り込んでいいとは思っております。議員そのものの提案で条例を作成していく、積極的に提案していくということは否定はしませんし、そういうべきであるという考え方を持っていますが、私も全部読んだわけではないのですが、参考資料で一番最初にもらったときの基本条例制定の検討状況について、私はこれを基本にして見て盛り込むべき事項というのを抽出したと前にお話ししたと思うのですが、他のところではどの程度入っているものかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

松野豊委員長 それは、草間研究員に聞くほうがよろしいかと思うので、ちょっと状況的に……

草間剛研究員 今回の御議論の中で皆さんがおっしゃられているのは積極的な条例提案ですね。どちらかというと、政策提言もそうですけれども、条例提案というお言葉が非常に目立ったと思うのですが、条例提案というのを個別具体的に名前を出している条例というのは私はまだ見たことがございませんけれども、今の地方分権の流れからいって、この流山市議会が議会の立法権というのをこの議会基本条例で高らかにうたわれるのは非常に意義があることだと思いますし、立法政策的にも、議会事務局、また先生方との協議になるとは思いますけれども、技術的にもそんな難しくない

ことだというふうに今の段階では考えております。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 ありがとうございます。そういうことで、私は見たときには見えてなかったのですが、やはり時代的な流れもあるし、積極的にこの条例の提案をしていくという姿勢については私も同意していいと思います。ただ、もしかして入れるとしたら、初がいいとか悪いとかではなくて現在ではないのかなと思いますけれども、皆さんがよろしいという意見が一致すれば、とりあえず盛り込む事項として入れておいてよろしいという見解です。

松野豊委員長 今日法制担当の吉原さんがいらっしやらないのであれですけれども、もしかすると入っていないのは理由があって入っていないかもしれないです。その辺は調べないといけません。というのは、この3の一覧表の一番右をごらんいただくとわかるのですけれども、その他関連法規というところで、憲法の94条、それから自治法の14条に条例制定権というのがもう既にうたわれていると。議会基本条例で再度同じことをうたうことが法体系的に見てどうなのか、そぐうのかそぐわないのかということはもしかしたら整理しないといけませんけれども、とりあえず今日の時点では委員の皆さんの全会一致でこの3番については盛り込む方向で考えようということの見解でよろしいでしょうか。法的な整備はまた改めてということで。

次、4番いきます。集約番号にかかわらず、御自由に御発言ください。4番、議会報告会、あるいは市民対話集会、市民との関係ということについて盛り込んだほうがいいか、盛り込まなくてもいいかという御意見をそれぞれの委員さんから聞きたいと思いますが、まず初めに草間研究員のほうから今高橋委員から先ほど3番の項目であったような観点で他市がどんな感じか……後でいいですか。後でいいということなので、先に委員さんの御意見から。

戸部委員。

戸部源房委員 今回のテーマにも書いたのですけれども、地方分権が進展する中で決定と責任が問われていると。そういう中で、権能を駆使して、立案、執行、評価の論点、争点、ここら辺を市民に公開すると。私は、これが基本的なテーマではないかなというふうな形で思っておりますので、前の新政会では議会報告会というのはある程度やったのです。そういうことで、一定の成果はありましたけれども、議会人全員ではなかったために、若干そこら辺のものはあったのですが、議会における論争とか争点、ここら辺を市民にはっきりと明確に打ち出すべきだと。また、市民からもそれらに対する意見を聞いて、さらに執行部、あるいは先ほど言いましたように、市民のためにその事業がいいのかどうか、そこら辺をやっていくためには、どうしても、議会報告会とか市民との対話集会、こういうものを開催していく必要があるだろうと、そういうふうに考えています。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 ここで言っている議会報告会というのは、さっき新政会でやったとおっしゃいましたがけれども、会派とか個人でやっているところはあると思うのですよ。そうではなくて、議員全体が

まとまったの議会報告会というのはやっていないのです。唯一報告会的なツールは議会だより、余り頻繁に出ていませんが、あれだけです。全議会として報告会をやる。やり方については、今戸部さんが言われたように、論点を明らかにしてという、それもいいし、やり方はいろいろまた別途検討でしようけれども、まずやるということを入れてもらいたいなというふうに思います。

松野豊委員長 今議論しているのは、やる、やらないというよりも条例に盛り込むか盛り込まないかなので、盛り込むということでもいいですね。

乾委員。

乾紳一郎委員 議会報告会、あるいは市民との対話集会については、基本条例までいっていないところも含めて、今議会の改革として全国的に進めているのかなという印象を持っているのですけれども、私たち党派あるいは個人としては議会報告というのはずっとやってきたのです。通常の陳情だとか請願だとか、そういう市民が議会に参加するという形もありますけれども、それだけでは市民の声をくみ取れない。それから、議会は何しているのだということがかなりいろんなアンケートの中でも私たちのところに届いているわけなので、議会が積極的に市民の中に入っていくという意味で議会報告会というのは一つのあり方だろうというふうに思います。そういう意味で、ぜひ条例に盛り込んで、新しい制度としてやっていけばいいのではないかなと思います。

松野豊委員長 田中美恵子委員。

田中美恵子委員 このことは、市民の方が最近すごく望んでらっしゃるのです。よくそういう声も聞きますし、それから各党派別にやるのではなくて、超党派でやっていったほうが私はいいのではないかなと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、ちょっと複雑なのですけれども、否定ではないのですが、議員として議会報告、地域の皆さんに活動のお知らせとか、あるいは議会の状況をお知らせするというのは当たり前なので、私なんかは、これは各党、党派という立場になってしまうかもしれませんが、個人的に市政、県政、国会という形で、前にも申し上げたように定期でやってきました。人数は平均3、40人です。なかなか集まりませんが、その場合は大体後援会とか地域で関心を持っている方ということになっていくのです。ところが、超党派、全員でやるとなると、今度は議員の考え方がさまざま違ってきて、だからこれはやり方ということだろうけれども、そこにいくと思うけれども、市民の前で現実はどういうふうに話すのか、そういうやり方の問題というのは必ず出てきて、もめるのではないかなというふうに思うのですが、この辺は検討していただいて、当然議会人としては報告する義務もあり、市民対話集会をしていくということも必要でしょうと。議会報告は、当然と思っております。

松野豊委員長 確認ですが、ということは議会報告会、市民対話集会、細かい表現とか運用方法は別として、条例に盛り込むということについてはオーケーということよろしいですね。

伊藤委員。

伊藤寛委員 今高橋委員からいろいろ出ましたが、確かに実際やる段階になると非常にその辺の調整が難しいと思います。ただ、これは結論をどうのこうのではなくて、流れが市民がわかればいいわけで、そういう意味で中に入れることはいいのではないかと私は思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 行政も先進地ではいろんな行政分野、各課において出前講座をして積極的に行政の内容を市民に出向いて伝えようという動きが活発になっておりますけれども、この市民との対話集会を出前議会として位置づけて、今までどちらかという議場というのは厳粛な場、あるいは議会は言論の府というところで、議員の発言の重みは、外へ出てしゃべってもそれは同じなのですが、今までどちらかという、議会を活性化して傍聴に来てもらおうと、そういう待ちの姿勢が多かったと思うのです。ですから、こちらから出かけて行って、そこでまさに議会をやるといふふうにとらえれば、各会派でいろんな意見が分かれても当たり前だと。そこで議会と同じように議論のありようを見てもらうことが大事だと思うのです。ただし、議員ですから、どこに行っても公人ですので、発言、言動は気をつければいいと、そんな形で。

松野豊委員長 それでは、盛り込むという整理でよろしいですか、いろいろ今御意見いただきましたけれども。

乾委員。

乾紳一郎委員 その整理でいいのですけれども、実際どういうふうに進めているのかについて草間さんのほうから少し説明していただければと思います。

松野豊委員長 後でもいいのだけれども、事務局にちょっと確認したいのは、今4番やっているのだけれども、8番にも議会報告会とあるのだけれども、これは何で違うのだけ。集約表の4番に議会報告会・市民対話集会、市民との関係とあって、8番にも議会報告会とあるのだけれども、竹内さん、お願いします。

竹内繁教主査 このカテゴリー集約表は各委員から提出されたものを会派順に全部掲載しております。したがって重複するものがございまして同じものを集約番号としています。つまり重複内容は同時に議論しておりまして、1つの議論で複数の番号が消化されるものもあると言う事です。

松野豊委員長 では、草間研究員、他市の事例とか、あと報告会、こんなふうにありますというのがもしあればお願いします。

草間剛研究員 まず、議会報告会、市民対話集会、先ほど出前議会というふうなお言葉が出ましたけれども、他市では一般会議、また町民会議、議会報告会という定義で議会基本条例に盛り込むところが多くなっております。特に議会報告会ということで特筆されるのはやっぱり北海道栗山町でございまして、栗山町の議会基本条例は、そもそも議会報告会をやって町民の方々と意見交換した経験から、この議会報告会という制度を永続的に残したいという思いで議会基本条例をつくられたと

いう経緯がございます。まず、その経緯からこれをつくるところとそうではないところというふうに分かれております。実際のやり方といたしましては、これはもう本当に自治体によって異なるのですけれども、栗山町議会の場合は、年齢順でどんどん班を割っていただいて、それで派遣させていただく方法、それから行政区が分かれている場合には、先生方の地盤なり地域なり、そういった特殊性がございますので、その辺も配慮して、例えば岩手県の奥州市議会などは議会報告会などを開催する予定でございます。それは、先生方がいろいろ決めていただいて、議会報告会の場合はやっていただくことが重要かと思っておりますけれども、例えば今議会基本条例を制定しています福井県の越前市議会というところがございます、ここは議会基本条例にはまだ盛り込んでいないのですけれども、もう既に市民との語る会というのを開催しております。これは、議会の皆さんが個別のグループに分かれて開催するのですけれども、議会全体で計20回予定しております、これによって議会基本条例をつくろうというプロセスも出てきております。条例制定のプロセスですので、おおよそ1年かと思えます。

以上でございます。

松野豊委員長 私から質問なのですけれども、例えば栗山町にせよ、議会報告会というものを議会基本条例に盛り込んでいる場合に回数まで条例に入れてますかね、年何回やるとか。

草間剛研究員 入れていないです。

松野豊委員長 それは入れていない。議会報告会を行うものとする。

草間剛研究員 はい、そういう書き方です。設置条項です。

松野豊委員長 あと、何か委員さんからもし草間研究員に質問があれば。

乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと草間さんの見解もお聞きしたいのですけれども、流山市の場合、事前に市民と議会がどうあってほしいかということ話し合うことなく中身に入っているのだけれども、伊賀市の副議長さんかな、聞いたときに、とにかく議会が市のいろんな団体と600回ぐらい対話を重ねて、そしてほろくそに言われたというふうなことを言っていっちゃいましたけれども、そういう意味でこれからもそういうあり方が必要だと思うのですけれども、流山市議会としてのこのスケジュールの中でどういうふうに市民との対話あるいは議会報告会を入れていったらいいかという点でもし御意見があったら。

松野豊委員長 草間研究員。

草間剛研究員 委員長からの御依頼がございましたので、個人的視点を申し上げますと、議会基本条例、その制定プロセスで市民との意見交換会を設けるというのに重点を置くのではなくて、今後皆さんが議会活動を行われていく中でいかに市民の皆様の意見を反映するかに視点を置いていただくと整理がしやすいと思います。特に議会基本条例をこの6月議会で制定しました会津若松市議会などは、伊賀市もそうなのですけれども、政策討論会というものを設置しております。これは何かと

いいますと、市政の重要案件が出てきたときに議会は議会報告会を開くと。そこで市民の皆さんにいただいた意見を本会議の前に、全員協議会みたいな立ち位置だと思うのですけれども、その場で先生方に議論していただく。要するに、市民の意見をもう一回議員の皆さんが政策討論会というところで自由討議をしていただいて、それで本会議に臨むということもやられておりますので、まずは重要な案件が出た際に、皆さん市民の皆さんの一人一人の代表でございますので、まずはその議員の皆さんの議論というのがやはり議会としては一番だというふうに個人的には考えております。その後、重要案件については適宜市民への報告会、また意見交換会を開くというほうが整理ができるのではないかなと個人的には考えております。

以上です。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 うちのほうでは、八木地区自治会連合会というのをつくっているのです。12自治会、12年も成立してやっていますけれども、これは地区の問題を代議員の皆さんが討議して執行部のほうに要望して、それで重要な事項に関しては執行部のほうから報告してもらおうと。それから、要望事項に関しては執行部が出前してやっていただくと。その仲介役として私が、要望を出す問題、あるいはどういう問題が議会で問題になっているか、そこら辺を代議員会に事前に説明して、それでやっているというような形があるわけです。大きく言えば、将来的に流山市はというふうに市民参加も含めてやっていくかというような問題もあると思うのですけれども、まずは議会人が積極的に議会報告会を交えて、流山市の政策なり、あるいは議会の論点、争点を市民に伝えと。また、市民もそれによって向上していただくと。あわせて、流山市をよくするというような形に考えていったらいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと日ごろの問題意識があったので、ここでまた草間さんにお聞きしたいのですけれども、議会報告会というのは、議会全体として、会派とかではなくて、市民に報告する、意見を聞くということなのですけれども、一般会議なんかの位置づけだと、所管の委員会が例えば教育福祉委員会だったら、教育福祉委員会にかかわる例えば障害者の団体の皆さんと話し合うとか、そういった委員会レベルでの対話みたいなものはこういう範疇に入れていいのかどうかということです。

松野豊委員長 草間研究員、わかる範囲で。

草間剛研究員 委員会開催の議会報告会等は、その文言は書いていないのですけれども、運用として議会基本条例をつかった後に皆様が定めていただくのは全く問題がないことだというふうに思います。

以上です。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 戸部さんのさっきの野々下の話は、もうそのとおりやってくださいと。ここの議論ではないですから。ここは、議会としてどうするかという話なので、草間さんにちょっと確認したいのは、さっきのお話を聞いていて、例えばごみ処理有料化、いいかどうかという話がテーマとして挙がったときに、賛成の立場、反対の立場で各会派が自分の論陣を張って、市民の皆さんの前でその前でそういう話をして、その賛成、反対同士が議論する様子を市民の方に聞いてもらおうと、そういうことをイメージしたらいいわけですか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間剛研究員 今おっしゃっていることは、地方議会に求められている本来の意義、要するに公論の形成機能と。先生方の言葉をかりると、公論の形成機能というのがございまして、住民報告会でそれをしていただくよりは、この議会の場で自由闊達な討議を通して、この特別委員会も公開されているものだと思うのですけれども、市民から選ばれた議員の皆様がそれぞれ利害関係を背負っていただいて御議論いただいて、ここの場でいわゆる市民間の議論を調整していただいて公開していくということをやっているというのが議会の本来の活動を活発にしていこうという全国の流れの一部の参考でございまして、これを意見交換会でやるかどうかは皆様の御判断によると思うのですけれども、まずはこの議会本体の機能を充実させていただく、それで足りない場合は報告会でそういうことをやっていただくという御整理が一番よろしいかなというふうには思いました。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 先ほど八木地区自治会連合会のことを言ったのは、議員としてどうやってきたかというところで、今後のことについては議会の報告会を含めてやっていく必要があると。それで、議会の報告会はどういうふうにするかというのは今後討議すればいいことであって、この条例に入れるかどうか、これを基本にやっていったらいいのではないかなと。それで、この議会報告会をどういうふうにするかというのは議会の議員同士の討議ということもあるのですよ。やっぱりどういつことを討議するかという問題もあるし、その討議した内容を議会報告会でどういうふうにするかという問題もあるのだから、そこら辺の問題については、委員会だろうが議会報告だろうが報告会をやる。条例に盛り込んで、市民にはっきりと、議会における論点、争点、それから政策論議、ここの辺をしっかりと市民のほうに伝えと、また市民からもそれに対する意見を聞いて今後役に立てると、こういう形でいったらいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 結論から言えば、盛り込むということで、それでそのあり方も、これ議事録に載るので、今思っていることを言っておかないと。そういう観点から申し上げたいと思うのですが、いろんなあり方があると思うのですが、先ほど酒井さんが言われたごみの例えば有料化、市民の方はどういう意識なのか。対話といってもいろんな形式があると思うのです。市民の方の意見を聞くという位置づけの報告会でもいいと思うのですよ。どこが一番多い市民の意見があるのかという、それ

を自分たちがまさにキャッチして、そういう重要な条例を制定する場合に政策として立案する上で貴重な御意見を集約する場というふうにとらえてもいいし、いろんなやり方があると思うのですけれども、ただ気をつけなければいけないのは、市民迎合、大衆迎合に議員というのはとかなりやすいのです。そこは、きちっと正々堂々と言えるかどうかがかぎで、そういう留意点を意識しながら、とりあえず条項には盛り込むと。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、議会という立場、もう一回私なりに皆さんの前でお話ししておきたいと思うのですが、市民から選ばれた人の集まりが議会であって、我々は何をすべきかという立場に立っているとしたら、絶対市民の立場に立って、市民の声を聞いて市政に反映させ、執行部とのさまざまな協議のときに意見を代弁しているというのが一番正しいというか、基本だと思うのです。そういった中で、一人一人の議員が議会活動の中で会派によって違ってきたり、考え方が違ってきたりして、その辺の意見の相違というか、すれが、こういう対話集会の中なり政策対話集会なり何にしても、後期高齢者にしても、ごみの手数料の値上げの問題を今検討中だけれども、こういうことに対しても、もちろん値上げに賛成という場合だってあると思うのですけれども、それはそれなりの理由をつけて説明すればいいことであるのだけれども、果たして市民はどうかといったら、市民の代弁者となれば、市民の声を聞いて我々は大きな声を出して執行部と議論していくというふうになるのだらうと思うのです。この辺が最終的には一番今現状を見ていても難しくなるのではないかなと思います。報告会とか、そういうものはできると思うけれども、難しさが中身に実際の場ではあるのだらうと。何か調整しないとできないのかなという心配をします。

松野豊委員長 ちょっと整理します。

厳密に言うと、議会報告会と市民対話集会とさっき田中人実委員から出た出前議会というのは運用が全く違うものになると思うのです、イメージとして。議会報告会は、報告会ですから、例えば6月議会でこういう議案があって、こういう議論があって、本会議ではなかなかその背景まで出ないけれども、場合によっては背景まで市民の参加者の方にお伝えして、こういうことでこの議案は賛成が何名で、反対が何名でしたとか、報告会ですよ。市民対話集会というのは、先ほど酒井委員から例にも挙げたように、有料化について市民の方はどう思いますか、我々議員は個々人違いますけれども、こういうふうに考えますという対話をする。田中人実委員がおっしゃったように、必ずしも市民の意見に迎合するのではなくて、とにかく対話をして、その上であとは市民から負託された一議員としてどういう判断をするのか、賛成するのか反対するのか、これは議員の権利なわけですからということになってくるし、出前議会ということになると、委員会がいいのか本会議がいいのかわかりませんが、外に出て行って、そこでミニ議会的なことをやって市民にわかってもらうとか、その方法論が微妙に違って来るので、そこは全部包括した上で、先ほど田中人実委員も戸部委員もおっしゃっていましたが、うちに来てください、傍聴に来てくださいだけでは

なくて、外にこちらから出ていって何かをしようということについて条例に盛り込むという整理でいいですか、1つは。

もう一つは、先ほど乾委員から草間研究員に質問があって、伊賀市議会なんかは600回対話をして、その上で議会基本条例をつくっているというお話があったのですが、ここもちょっと整理をしておきたいのですけれども、我々については今までの議論の中でこの年間スケジュールがあって、3月に条例制定をとにかくしましょうということは合意形成がなされていると思います。10月4日にシンポジウムを開催して、それまでに条例の骨子案をとにかくつくりましょうと。そこで市民の方を参加者として呼び出して御意見も聞かましょうと。さらに、意見交換会を10月25日と11月15日にやって、これは対話集会的に対話的に条例のやりとりをしましょうと。12月には条例案を完成させて、3月に上程をしましょうというスケジュールになっています。今までの特別委員会の議論の中で、意見交換会は2回だけでいいのかという議論も当然ありました、委員の方々から。ところが、物理的にとにかく3月に上程するのだと、自治基本条例と同時に。自治基本条例のほうもまだあくまでも予定であって、そこには上程したいという予定であるというふうに執行部からは報告を受けていますけれども、自治基本条例と議会基本条例がきちんとお互い中身を調整しながら、執行部ともコミュニケーションをしっかりとした上で同時に上げるのだということはこの特別委員会の中でも了承されているわけですから、2回では足りないのではないのかという議論も途中でありましたけれども、それは議員さん個別にとか、あるいは会派単位で市民の方から意見を聞く機会をそれぞれ独自で設けていただいて、この2回しかないことについては補完をしていこうという確認がされていたと思いますので、そこだけ確認のために申し上げておきます。何回も対話集会をしたり、京丹後市議会みたいに、先ほど回覧しましたがけれども、事前に市民アンケートをやってつくっていくほうがよりいいものができるのはもちろんなのですが、その辺は理想と現実のあたりで、とにかく3月に上程するのだということを進めているということだけ御確認をさせていただきます。

田中人実委員。

田中人実委員 草間研究員に質問したいのですが、私たちも視察に行きましたが、自治基本条例は先進的につくっているけれども、議会基本条例はできていない市がありますよね。それから、議会基本条例はあるけれども、自治基本条例がない自治体も当然あると思うのです。流山市の特徴は、自治基本条例が3月上程を目指しているということも1つ動機になってこの議会基本条例をつくらうということだったろうと思うのですけれども、そういう意味で同時セットで目指し、あるいはこれが同時に策定されたとすれば、そういう事例というのは全国でもそう例はないのではないかなと思いますけれども、その確認をお願いいたします。

松野豊委員長 わかる範囲で結構です。

草間研究員。

草間剛研究員 私が知っている事例の中では、自治基本条例と議会基本条例を同時に提案するという

事例は今のところございません。今現在議論しているところが多くございまして、議会基本条例と自治基本条例、執行部と議会の成立合戦になっているところも実はございます。

松野豊委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時12分

松野豊委員長 休憩中に、ちょっと議事録の関係があるので、少し議論がありました。自治基本条例であるとか、議会基本条例であるとか、全体のあり方も含めて議論をしていかなければいけないという非常にいい議論がありましたが、整理をしますと、まずは議会基本条例を我々特別委員会として何に盛り込むかということと骨子をまずつくると。まずつくった上で、その後執行部と自治基本条例についてもしっかりとコミュニケーションをとってすり合わせをして、その上で再度必要であればというか、必要でしょうから、この特別委員会の中で、自治基本条例の位置づけであるとか、議会基本条例の位置づけであるとか、そういうことは議会基本条例の骨子ができてから皆さんで建設的に議論するという整理でよろしいですか。ですから、時期的には恐らく9月、10月以降という感じになると思いますが、そのときに場合によっては執行部も交えて前向きに建設的に議論するという整理をさせていただきます。

それでは、本議題に戻りたいと思います。4番と8番ですが、報告会については、報告会であるか対話集会であるか出前議会であるか形式は別としても、我々議会が自ら市民の方々のもとに出向いていろいろ市民の方とコミュニケーションしていくということについて条例に盛り込むということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、またこれもちょっと議論がありそうですが、5番。

竹内さん。

竹内繁教主査 ただいま御議論いただいています盛り込みたい条項、の4番では、23番、29番、38番、39番についても関連しておりますので集約しております。同時に29番の具体的な構成内容の中で市民の参加、説明責任というところは御議論いただいていたかと思うのですが、同時に提案いただいています流政会さんからは、市民との連携、請願、陳情の位置、政策提言の拡大部分も一括して御議論いただければ同時に整理できると思います。同時に52番、当選2年経過時に全議員取り組みテーマ一覧発表、これは市民との関係ということで同時に御議論いただければ数字が消えていくものと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今竹内さんから話があったけれども、今日はできるところまでやったほうがいいのではないのでしょうか。

松野豊委員長 今事務局から効率化のためにということで御提案いただきましたが、今の御提案の内容で議論すると議論がまた拡散していくので、済みませんが、今乾委員からあったように、ちょっとこのまま進めていきます。

ですので、次、議員報酬。議員報酬は、栗山町のケースなんかですとまさに入っているのですが、これもちょうと要議論、要するに条例に盛り込むか、盛り込まないほうがいいのか、要検討かということで御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 市民の目から見て、議員は働いていないのではないかと。わかりやすく言えばね。それと、その働きに比べて報酬が高いと。それから、議員の数が多過ぎると。主にこの3つが議員に対する……要するに逆に言うと、議員の数が多、それから議員は働いていないのではないかと、それから働きに見合わず報酬が高い、その3つが主に市民の方の……あとそれから議員の質とか、そういうところが主に批判が多いと思うのですが、そういう誤解を解く意味でもきちんと実態を知ってもらおうほうがいいと私は思っています、今流山市の場合は特別職報酬等審議会、第三者機関で一応決定をされておりますけれども、これを条項でどう書き込むかはいろいろ議論があるので、私はこれは入れたほうがいいと。きちんと税込みでこういう報酬、実際はこうというふうに市民に知ってもらって、その中で一生懸命働いて、それではだめだ、働きがまだ足りないというふうに見られるかもしれないし、よくやっているなど見られるかもしれないし、これは聖域にしないで、きちんと条項に書いたほうがいいと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 これは、議員の身分とか、あるいは待遇という意味なのですよね。それで、議員の身分というのは60年来まだ不確定なのだよね。それで、今回報酬というの、報酬だけになっていましたけれども、自治法の改正で議員報酬って明確化されたのです。それで、先ほど田中さんが言われたように、市民はそういうふうに思っているのです、議員の実態を知らずに。そういうことで、今回は議会基本条例もやるし、議会というのはどういうところなのかと、議会報告会もきちんとやっていくのだよね。あるいは、市民の意見も聞いていくと。議員というものはどういうことかということで、これはぜひとも入れてもらいたい。私は、報酬ではなくて歳費にしろと。明確化して議員の日数も今よりか常駐化しろというのが基本です。そのかわり、自治法の関係で余り言えませんが、報酬ではなくて歳費にしろと。きちんとね。それで、議員もきちんとやって、流山市全体のことをやっていただきたいと。そういう身分もきちんとやっておかないと、いつになっても市民はそういうふうに思うと。はっきり言って私ばかりではないと思うのだけれども、一生懸命やっているのだけれども、全然評価しない。こんな市民なんか何だというふうに思うときもあると。そこら辺は、これからさらに改善しますけれども、そういうふうに思います。だから、ぜひともこれは条例に入れたほうがいいと。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 具体的な書き方は、内容は非常に難しいですから、それは別途検討として、項目としては入れると。理由は、矢祭町が日当制なんて発表して非常にセンセーショナルな記事になりましたでしょう。みんな市民は関心がありますから、流山市の場合はどうなっているのだということに関心があるので、情報公開の観点からも当然それは発表しなければいけない。よく言われるのは、日本は例えば福田康夫って書いてあって、括弧して71って年齢が書いてある。イギリスの新聞は、政治家が出ると括弧して年俸幾らって書いてある。税金で払われている給与の人は、当然公開するのが当たり前なのだ。ちゅうちょするのがおかしいのだということで、流山市もそういう考え方に立って、全部そういうことは明らかにすべきだというふうに思っています。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私も、どういうふうに表現するかは別の問題として、入れるべきというか、基本条例ってうたうのだったら報酬問題を入れないほうがおかしくなってしまうので、議員報酬に対する考え方とか、どういうふうに決めていくかとかということについてはきちんとやっていったほうがいいと思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤寛委員 私も入れるべきだろうと思いますが、ただ議員報酬という表現がいかげなものかというふうに思うのですよ。これだけ生々しく出てくる形ではなくて、もうちょっと文書化した表現の仕方があるのではないかと。なぜかという、ほかの条例案文と極端に違う感じがするので、表現の仕方を十分考えないと誤解を招くのではないかと。高い、安いの問題ではないと思います。

松野豊委員長 草間研究員、栗山町の報酬の部分ってすぐ出ますか。ちょっと参考までに読み上げほしいのですけれど。

草間剛研究員 では、口頭で済みません。栗山町議会の議会基本条例です。「第17条、議員報酬、議員報酬は別に条例で定める。2、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。3、議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする」が栗山町議会基本条例の中の議員報酬でございます。

松野豊委員長 ありがとうございます。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私も今ここに置いて見ていたのですけれども、この17条の2、3、4で何を言っているのか、市民に中身が結構わからないように思うのですよ。この辺の中身のあらわし方については、やっぱり考えなければならぬだろうなと。これではちょっと理解しにくい文言かなというのが印象ですが、やっぱり私も引き続き皆さんと同じように盛り込むべきではあるという

考えです。

松野豊委員長 ちょっと補足します。

この栗山町のポイントは、補足をしておきますと、多分法律で決まっているのではなくて、モラル的、道義的なことで、全国の地方議会というのは、議員が直接報酬を決めないで、第三者機関、報酬審議会で決めるというのが今までの慣例だったのです。栗山のポイントは、そうではなくて、自分たちの報酬なのだから、自分たち議員が決めるのだよというふうに変えたのが一番のポイントです。今草間研究員が読んでいただいた部分なのですが、最後のところで、議員報酬については議員が決めるというような内容が入っていたと思うのですが、そこがポイントです。要するに、自分たちで決めるのだというふうに入れたところが一番のほかにはないポイントかなというところですよ。

乾委員。

乾紳一郎委員 私もちょうとそれを言いたかったのですが、議員報酬については、これまで特別職の報酬と一緒に、報酬審議会で答申を出して、それで執行部が提案する形で、もちろん議会の中でも代表者会議等で議論しますが、そういう手続だったので、栗山町の場合はそれを議案が提案するとはっきりなっています。ほかのところでは、ここが入っていないところが多いというか、ここは大体入っていないというか、その辺のところはやっぱり議論をしなくてはならない部分だと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 自分たちの報酬を議会が決めるとなると、いわゆるお手盛りという批判があるではないですか。そういう批判がないように客観的に評価してもらって、それで堂々と、それだけの評価をやっているのだから、これで報酬はどうですかという、そういうスタンスなのです。これからは、そういうふうにしていくべきではないかと。議員の報酬は議員が自ら決めると書いてしまうと、それはお手盛りだという批判が出るので、あえてほかは入れていないのだろうけれども、栗山町は市民対話集会にしてもいろいろ議論を積み重ねているではないですか。その経過を踏まえて、逆の意味での責任を自分たちに課すという意味で自分たちで決めるというふうにしたのではないかなと。いろんな議論の経過の中で推察するに、そういうふうだと思います。

松野豊委員長 ちょっと先走ってしまうかもしれませんが、とりあえず今までの委員さんは、その表現は別として、表現は後で議論するとしても、議員報酬については入れようというのが皆さんの見解なので、9月に骨子案、たたき台をつくりますが、そこには例えば原案として入れておいて……例えばですよ。それもこれから議論ですが、入れておいて、シンポジウムとか市民の意見交換会の中で市民の方と対話をしながら、その上で入れるのだということにするのか、これは入れるのやめようということにするのかは後の議論という整理でいいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 その辺は、個別にやるのではなくて、通して原案こうなりましたという、そのところで議論すればいい。この問題だけではなくて。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 草間先生にちょっとお聞きしたいのですけれども、多分ノーだろうなと思いながら質問するのですけれども、全国に時々ある例なのですから、私は報酬2割カットで結構ですという議員が出て、それは受け入れられていないのですよね、どこの議会も。いかなる条例をつくってもそういうことは受け入れられないのか、そういう研究はされたことありますか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間剛研究員 おっしゃっていることはわかるのですが、私そっちの研究はちょっとしていないものですから、簡単には答られないのですけれども、そのお話はよく聞く話でございます。

松野豊委員長 では、もう一回整理します。

5番の議員報酬は、文言は後々皆さんで議論するとして、条例案に盛り込む方向と。

6番、参考人制度及び公聴会制度。

乾委員。

乾紳一郎委員 これは、私どもも出しているのですけれども、今の自治法でも認められていることなので、議会審議のあり方として、もっと活用するというところで入れていくのがいいのではないかと思います。

松野豊委員長 いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 なければ、盛り込むということでよろしいですか。盛り込む方向で検討するというところでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、6番も盛り込む方向で検討すると。

7番、市長による政策形成過程の説明事項。

戸部委員。

戸部源房委員 私は、市長と議会との関係ということで、栗山町のモデルに市長による政策等の形成、決定の説明ということで、栗山町で制定している政策を高める7項目の説明というのがあるのですよ。それをきちんとやった上で流山市も入っていったほうがいいのではないかと。田中さんが言われたように、スピードを速めるのもいいのだけれども、そのためには手段が要るのだよね。手段をおろそかにしてスピードだけ速めるということで、我々との十分な政策議論、あるいは政策を吟味する要件が整っていないわけですよ。そういう中で決定したとしてもぎくしゃくするだけで、何ら流山市のためにはよくなるということ、市長と議会との関係の中の一つとしてこれを私は出しているということです。一つずつやっているの、あれなのですから、大きくくりで

市長と議会との関係の中の一つとしてぜひとも入れてもらいたいと。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 今までを振り返りますと、例えば市民の意見徴取のあり方も、審議会を重視してみたり、それから市民公募で意見を集約してみたり、一貫性がないのですよね。それと、議会の説明のときも、再三議長から申し入れしてもらいましたけれども、議会最終日の代表者会議でばたばたとこれも説明したい、あれも説明したいと。執行部としては、代表者会議で全員集まっているから都合はいいだろうけれども、それは執行部の都合ですよ。我々は、目の前の重要な議案を審査して、まさに議決をして……目の前の重要議案を審査しているときに、その先のこうやりたい、ああやりたいというものを説明しても、はっきり申し上げて、きちんと意見を言う暇なければ理解する時間的余裕ありません。そういう例からも見られるように、きちんとしたルールをここで議会側が打ち出して、こういうふうにしてほしいと。時間をかけるものはかけ、説明する段取りも手続もきちんとルール化してほしいと。そういう意味からすると、これはぜひとも、書き方は非常に難しいと思いますが、入れるべき条項だと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私も当然のことだというふうに思いますので、市長にこの辺はちゃんと説明をするようにしてほしいというのはこの間もいろいろ感じています。

そこで、ちょっと草間さんにお聞きしたいのですが、市長による政策形成過程の説明事項ということで、ほかでもこれは入っているのですが、具体的にはどういう内容ですか。

松野豊委員長 栗山町ばかりだけれども、一応栗山町だと第6条にありますけれども、草間研究員、ざっと読んでいただければ。

草間剛研究員 まず、皆さんに議論いただいたこの7項目ないしは6項目、自治体によるのですが、96条の2項の議決事件の拡大の運用と非常に似ておりまして、ここで定めたからといって、議会基本条例の中に盛り込む文言にもよるのですが、どのように運用するかは議会の皆さんと行政執行部との対話によってしか生まれないことですので、制定に関しては非常に行政執行部との御議論を深めていただかなければならないところでございまして、例えば栗山町等でやられていることなのですが、どのように運用するかというのは引き続き調査させていただきます。例えば総合計画の整合性ですとか将来にわたるコスト計算というのが課題に出ると思うのですが、例えば政策の発生源という言葉がございまして。この政策の発生源というのは、例えば神奈川県では、私のマニフェストと言ったからとか、そういうことになり得ますし、また県政の課題としてこれが重要に挙がったという非常にあいまいな表現で終わる場合も想定されますので、例えば客観的にわかるもの以外のものに関しては行政執行部側と詰めていただく必要というのはあると考えております。

以上です。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私も各項目を見てかなり抽象的であるなというふうに思うので、実際どういうふうに運用されたかということを知りたかったのですけれども、それ自身はもっと具体的に議会がどこまで求めるのかということを含めて議論する必要があるのかなというふうに思います。ただ、先ほどからも出ているように、議案で出てくるもの自体も説明資料が足りないし、政策過程というよりも議案の説明自体も足りないと感じているので、その辺はやっぱり議会としては常にやっていく必要があるかなと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 抽象的に書いても運用面だと。先ほど執行部との話し合いということが出ましたけれども、やっぱり実効性がないと意味がないわけですよ、書いても。条項の書き方にもよるのですけれども、政策形成過程については、どうかはわかりませんが、例えば議長と市長とで、書き方は難しいのですけれども、議案説明についても、これは全議員が対象なのだから、代表者会議でやらないで全協でやっていただきたいとか、そういう運用面は首長と……常に話し合いという、これ首長が変わると変わってしまいますから、覚書等で定めるとか、そういうふうにするべきだと運用されていくと思うのですけれども、その書き方はちょっと勉強不足なのでわかりませんが、書く以上は何かしら首長がかわっても議会との関係がきちんとなるようにしないと書く意味はないと私も思うのです。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤眞委員 この件については、やはり入れておくべきだと思うのですけれども、非常に表現の仕方が難しいかと思います。別に現市長に対してどうこうではないのですけれども、先ほど田中委員が言われたみたいなこと、戸部委員も言っていましたけれども、そういう事案が多過ぎますよ。先般の総務委員会なんかでも契約案件が出てきたのですけれども、常任委員会で議論が尽くされていないのだよ。そういうふうにと考えると、入れたことによってどうのこうのという力関係が左右するのかもしれないけれども、やっぱりもうちょっとデータが事前に欲しいと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 このナンバー7は、市長によるという形になっているということで、私は執行部というところからいいかというふうに思うので、やはり市長と議会は切っても切れない関係にあるということは間違いのないと思うのです。そういった中で、この場では書いていないけれども、市長と議会議員の関係という形では、執行部も含めて、議会、執行部の持続的な考えとか、緊張関係をきちんと保っていくという意味では、私は入れておくべきだというふうに考えます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 基本的には、これは議会と執行部との政策論争ですから、政策をめぐるのあれですから、皆さん思っておかなくてはいけないのは、市長は1,000名の職員がいるのです。我々は1

名、あるいはせいぜい集まっても28名、これとの差があるのですよ、しっかりと。だから、政策についても初めからハンデがある。だから、そういう意味では、重大な流山市の政策に関してはしっかりと執行部のほうでも私どもに説明する責任がある、しっかりと論議していく必要があるということで、議長、副議長を中心として、ある程度この議会基本条例でどういうふうに執行部にそれをやらせるかと。項目も含めてしっかりとやっていく必要があるのではないかなと。そうしないと根本が崩れるのだよね。そういう意味で、私はぜひ運用面も含めてしっかりと議論する必要があるかなということでございます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 それで、議会と執行部の関係において、議長を中心として執行部にいろいろ提言するということについて賛成です。ただ、そうするのであれば、例えば本会議の議長権限を侵害するような議事、本会議においてそういう行為は厳にぜひ慎むべきだし、議会のルールというのをまず我々議員一人一人が再確認して初めて議長を押し立てて執行部に議会の意見を言えるということですから、その辺は我々自らが足元を見直さないと、議会基本条例を何のためにつくるのかと。一歩間違えると、議会の権威を高めようとか、議員というのは偉いのだというふうな、下手をするとそういう意味にとらえられてしまいますので、そこは厳にきちんと整理しながらやっていかなければいけないというふうに私は思います。要するに、具体的にはこの間の議会最終日のことを言っているのですけれども、委員長報告、そのことです。

松野豊委員長 今の議論で言うと、もしかしたらこの中に入っていないのかな。例えば議長の職務とか、委員長の職務とか、代表者会議の位置づけとか、あるいは議会運営委員会とか特別委員会とか委員会の分掌みたいなものももしかしたら入れたほうがいいかもしれないですけれども。

戸部委員。

戸部源房委員 条例レベルと、それから実質やる運用レベルと違うのだから、そういうことも含めて考えておかなければいけないよということはあるけれども、そこら辺を間違えるとどんどんいってしまうのだよね。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今委員長が言った委員会の役割、その辺は会議規則だとか委員会規則なんかに含まれているので、前私もここに出したのだけれども、横須賀の市議会は会議規則を条例化しているのだよね。そういうのもそのところで検討してもらえばいいのかなというふうに思います。基本条例ということ言うならば、一番上のということなら会議規則等との関係もどうなのかということも議論をすると。

松野豊委員長 整理は、後で行ったり来たりしながら、これは議会基本条例に盛り込むこととか、あるいはこれは会議規則でやったほうが運用上いいたろうとかという議論はまた後々していくということで、大丈夫ですか、戸部さん。

それで、7番ですが、個人的に疑問に思ったので、法政担当の吉原さんに急遽来ていただいたのですが、議会基本条例なので、7番の市長による、あるいは先ほど高橋委員から出たように執行部による政策形成過程の説明事項というのが例えば栗山町で言うと第6条に入っているわけですが、これは議会が首長に対してこうあるべきだということをうたっているわけですが、条例としては議会の基本条例なわけですよ。条例として、そういう文言、市長に対する政策形成過程の説明事項というのを入れて、例えば執行部あるいは市長に対して拘束力があるのかどうかというのがちょっと整理したかったので、吉原さん、わかる範囲で結構ですので、現時点でわかる範囲で結構なので、御説明いただければと思います。

吉原浩係長 ちゃんとした答えができるかどうかわからないのですが、例えば栗山町の第6条の関係なので、条例として正式な手続を踏んで制定されますので、このような条文を定めるのならば、拘束力はありますけれども、栗山町のほうもやはりその点をいろいろ考えて、目的を限定して、しかも政策過程を説明するよう努めなければならないという形で努力義務にしておりますし、その内容も限定してやっておりますので、一歩引いた形でこういう条項は定められていると思います。

以上です。

松野豊委員長 ありがとうございます。

では、7番、よろしいですか、盛り込む方向で検討するということで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 8番は、先ほどやりましたので、済みません、実はもうタイムリミットでございます、その他で次回以降の今後のスケジュールを皆さんと協議したいのと、あと草間研究員のほうから最新の6月30日現在の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いいですね。今日は8番までということで、次の項目に移ってよろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 もう一回事務局側で再整理しておきます。カテゴリーというか、ちょっとダブっている項目があるので、それもう一回次回までに整理をします、今日の議論踏まえて。

戸部委員。

戸部源房委員 ダブっている問題もあるのだけれども、関連のあれがあるのだよね。それで、これについては、例えば市民との問題とか、行政との問題とか、それである程度私なんかは分けたのだけれども、そうすると市民との関係でどういう関連があるのかということが出てくるのだよね。それを整理したほうがいいですよ、ある程度。市民との関連だと、陳情とかその他もあるのですよ。市民に対する説明責任の問題とか、陳情、請願をどうするかとか、対話集会とか、あるいは議会報告会以外にそういうことがあるのですよ。

松野豊委員長 竹内さん。

竹内繁教主査 戸部委員のおっしゃっていることは十分理解しております。ただ、これから議論していく中で乾委員がおっしゃったダブっているものは当然整理させていただくのですが、戸部委員がおっしゃったことは、これから条例の骨格をつくっていく中の章立てという部分で委員の皆様で議論いただくことになっていくと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 骨格づくりではなくて、私は市民に対してどうなのかということで、例えば対話集会とか公聴会があったら、その下に項目を別にして、そこら辺を関連づけてやっておいたほうが議論もしやすいのではないかなということだけですよ、言っているのは。

松野豊委員長 一応御意見として承って、一任いただいていいですか、あと6分しかないので。済みません。

では、次いきます。骨格フローの資料を参照してください。議会基本条例骨格策定フローということで、前回5月26日に項目1、2をやりました。今日3から16ってなっていますが、3から8までしかできませんでした、ちなみに。このペースでいきますと、一応7月であと2回、8月であと4回やらないと終わりませんというか、もっと多分回数増やさないと終わりそうにないのですが、今日16までいく予定だったのですけれども、8で終わっていますので、できましたら7月であと2回から3回、8月であと3回から4回ぐらい、皆さんの時間を午前、午後、場合によっては早朝会議でも結構ですけれども、1回当たり2時間ぐらいでちょっと予定合わせをしたいと思いますが、御協力をいただければと思います。

〔日程調整〕

松野豊委員長 それから、配付資料の議会報イメージもご確認ください。ただ、細かいところ、「てにをは」とか、若干項目とか変わるかもしれませんが、その辺は御了承ください。こんなイメージで出しますということで配付をさせていただきました。

その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了いたします。

閉会 午後 4時00分